

津山市立図書館資料収集基本方針

令和2年4月1日改訂

1 目的

図書館は、図書館法に明記されているとおり、「国民の教育と文化の発展に寄与すること」（第1条）を目的とする施設であり、津山市立図書館はこの目的を達成するために収集方針を定め、資料を収集する。

2 基本的な役割

津山市立図書館の基本的な役割は、資料や情報の提供を公的に保障し、市民の多様な要望に応え、市民が生涯にわたって自由に学べるようにすることである。

3 収集方針

(1)津山市立図書館は、すべての市民の生涯にわたる学習を支え、市民の生活に役立ち、教養、調査研究、課題解決、レクリエーション等に資する資料を収集する。

(2)資料の収集は、具体的に示される市民の要望を重視し、また潜在的な要望や地域社会の状況にも留意して、この基本方針と各年度ごとに定める収集方針に添って行う。

3 資料の収集

①資料の収集は、図書館員が組織的、系統的に行う。収集に当たっては以下の「図書館の自由に関する宣言」の精神を尊重し、バランスのとれた蔵書構成とする。

(1)多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(2)著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはない。

(3)図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

(4)個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛争をお

それて自己規制したりはしない。

(5) 寄贈資料の収集にあたっては同様である。

②資料の収集は、本館、地区館、自動車文庫の機能や特性に合わせて行い、それぞれに適切な資料の構成とするとともに、図書館全体で体系的に資料の充実をはかる。

③津山市立図書館が購入できない資料は、県立図書館などの相互貸借により提供に努める。

4 収集の種類

収集する資料の種類は、以下のとおりとする

- 1 図書<一般用図書、児童用図書、参考図書等>
- 2 逐次刊行物<新聞、雑誌等>
- 3 郷土・行政資料
- 4 AV資料<DVD、CD等>
- 5 障害者用資料
- 6 その他

5 寄贈資料

資料の収集は、購入を原則とするが、寄贈等による資料も同様に受入れる。寄贈資料の受入れは購入の場合と同様の方針で行う。また、迅速な資料の提供に努め、必要に応じて複本を購入する。

6 資料の除籍

収集した資料は必要に応じて除籍、廃棄を行い、図書館資料の更新に努める。除籍、廃棄は別途「図書館資料の除籍取扱い基準」による。

7 この収集基本方針は図書館ホームページで公開する。